

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

兵庫県立神戸高等学校 H30. 5. 15

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（1）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 神戸高校生としてふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（2）学力及び資質について

以下①かつ②に該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ① 学業成績が優秀であると認められる
- ② ア～エのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められる
ア：部活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
イ：自治会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
ウ：学校行事・HR活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
エ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
- ③ 進学先での学修に対する意欲が認められる

（3）家計について

家計支持者が、以下の①、②のいずれかに該当すること、社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること

また選考にあたっては「教育資金の一括贈与」の受贈者かどうかを考慮される場合がある

- ① 住民税（市区町村民税所得割）非課税世帯であること、かつ、認定所得金額が第一種奨学金収入の基準額以下であることに加えて、本人及び家計支持者の資産の合計額が資産基準額（家計支持者 2 人：2,000 万円、1 人：1,250 万円）以下であること
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた 又はしていることが見込まれること）に加えて本人の資産が 1,250 万円以下であること

(注) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

(4) その他

選考委員会組織は次の通りとする。

委員長 総務部長

委員 教頭 3 学年副主任 2 学年副主任 1 学年副主任 総務部次長
進路指導部次長

過年度卒業生から希望者がある場合は、当該旧学年団から 1 名

(※) 卒業後 2 年以内で給付奨学生の推薦基準を満たしている人は、5 月中に事務室に申し出て下さい（在校生は担任に申し出て下さい）